

# いじめ防止基本方針

山口大学教育学部附属幼稚園

## 第1章 いじめ防止に関する本園の考え方

### 1. 基本理念

いじめは、子どもの心や体を傷つける重大な人権の侵害行為である。そうした中、すべての子どもが安心して生活し、互いを尊重しながら共に学び合う環境をつくり出していくことは、園の責務である。

したがって本園では、すべての子どもがいじめを行わず、また他の子どもに対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、園が、家庭、関係諸機関と密接な連携をとりながら、いじめ防止のための対策を行う。

### 2. いじめの定義

いじめとは、当該の子どもが一定の人間関係にある者から、心理的又は物理的な影響を受ける行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

幼児期は、人との関わりの基礎となる力を育む時期であり、他者との様々な関わりは、発達に必要な経験である。日常で起こる様々ないざこごを、丁寧に見守り適切な支援を行いながら、幼児が自ら考え、自分の気持ちを伝えたり相手の気持ちを想像したりすることができる心情や態度を育てていくことが重要である。また、集団生活を営む園生活の中で生じる、幼児同士のさまざまないざこごや友達関係づくりのつまずきは、成長過程で必要不可欠であることを、保護者に丁寧に伝えていく必要がある。但し、いざこごの範囲を超え、相手に与える苦痛が頻繁で執拗なものについてはいじめと認識をし、保護者とともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、日常的に適切な援助を組織的に行い、幼児がよりよい人間関係を築き、安心して園生活を送れるよう努める。

### 3. いじめの禁止

子どもは、いじめを行ってはならない。

### 4. 幼稚園及び教職員の責務

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの園でも、起こりうる」との意識をもち、すべての子どもが安心して園生活を送ることができるよう、保護者、地域住民、その他関係諸機関との連携を図りながら、園全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、更に再発防止に努める。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って行うものとする。

## 第2章 いじめの防止等の対策

### 1. いじめの未然防止

いじめの未然防止については、まずもって、日々の子どもとのかかわりの中で、互いに信頼できる関係を構築していくことが必要である。子どもたちにとって、教職員が話しやすい存在であるように努める。その上で、子ども同士が、互いのよさを共感的に受けとめ合う中で、今の自分のよさや不十分さに気づき、新たな自分の可能性を実現していくことを支えていく。また、全保育活動の中で機会をとらえ

て、すべての子どもに対して「いじめは絶対に許されない」という意識を醸成していく。

## 2. いじめの早期発見

- ① 平素から、教職員間での情報交換を密にし、子どもの様子や態度等の観察や変化の把握に努める。
- ② スクールカウンセラーと連携して、子どもの様子や態度等に関する情報を共有する。

## 3. いじめへの早期対応

- ① いじめを発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、園長以下全ての教員で情報を共有し、対応策を協議する。
- ② いじめに関する情報が確認された場合、いじめ防止対策委員会（第3章1②）をすみやかに組織し、事実確認を行う。
- ③ いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、いじめを受けた子どもに対する支援を行うとともに、いじめを行った子どもに対する毅然とした指導を行う。
- ④ 関係保護者といじめの事実に関する情報を共有し、いじめ防止に向けた園の対応策について意見を求めるなど、保護者との連携を重視した取組を行う。
- ⑤ 必要に応じて、スクールカウンセラーや教育学部の心理学専門家等と連携しながら対応する。
- ⑥ 重大事態と判断した場合は、大学や警察といった関係諸機関と連携して対応する。

## 第3章いじめ問題等の対策に関する重要事項

### 1. 園内組織

#### ① 全体情報交換会

保育後のミーティングで、全教員で子どもの様子や人間関係、問題行動等について情報を共有する。

#### ② いじめ防止対策委員会

いじめに関する措置を実効的に行うため、園長、副園長、教務主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、関係教職員、スクールカウンセラー等による委員会を必要に応じて開催する。

### 2. 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、園長または副園長が教育学部に速やかに報告する。
- ② 教育学部は、当該事案に対応する組織を設置し、事実関係を明確にする調査を実施する。
- ③ いじめを受けた子ども・保護者に対し、上記調査結果をもとに、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

### 3. 関係諸機関等

山口大学、山口大学教育学部、本園PTA、教育後援会、学校運営協議会、白石地区青少年育成協議会、山口警察署等

(2023年5月19日策定)